

岩手県告示第328号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 平成26年東北地方整備局告示第34号奥州都市計画道路事業3・5・30号太日通り中袋線
- 2 施行者の名称 岩手県
- 3 事務所の所在地 盛岡市
- 4 事業地の所在 岩手県奥州市水沢区東中通り二丁目並びに真城字熊ノ堂、字明神堂、字中河原及び字中河原地先河川敷、佐倉河字杉ノ堂及び字下谷起並びに羽田町字上小谷木、字上小谷木地先河川敷及び字中袋地内